

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノのブロッキング導入の中止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>今年10月より国内で試験的運用が始まる予定の児童ポルノブロッキング制度について。 ブロッキングは非常に危険で、百害あって一利なしの制作という事を申し上げておきたい。</p> <p>第一に、ブロッキング対象が何であれ、憲法で保証されている「表現の自由（知る権利）」を侵害する事になる。 ブロックするサイトを選定するという事は検閲でもあるため、こちらも憲法に違反している。 通信の秘密の侵害にもあたる。</p> <p>第二に、ブロックされた対象が、一般のネットユーザーが確認できないという事。 当然だが、児童ポルノでないサイトもブロックできる。 それこそ、警察や政府の批判、権力者にとって都合の悪い事が書かれているページ等を、児童ポルノサイトの扱いとしてブロックし、情報を遮断する事も可能である。</p> <p>第三に、オーバーブロッキングの問題。 第二で挙げたように、恣意的にブロッキング出来る他に、誤って通常のサイトがブロックされる事もある。 ブロッキングを導入している国では、一つのサイトを遮断するために、無関係なサイト数百万も巻き添えでブロックされた事例がある。</p> <p>現行の児童ポルノ法における、児童ポルノの定義が曖昧な事も、ブロッキング制度の危険性に拍車をかける。 第2条3項の全文、第2条2項の「性欲を興奮させ又は刺激するもの」は、画像や映像を見た人物の主観によって判断が変わるため、曖昧且つ範囲が広く、恣意的な運用を招きかねない。 児童の年齢に関しても、女性の結婚可能年齢が16歳な点等を考えると、疑問を呈さざるを得ない。 国会でも議論されたが、現行法の児童ポルノの定義では、宮沢りえ氏のSanta Feなどもブロッキングの対象になりかねないのだ。</p> <p>加えて、児童ポルノサイトリストの作成を委託された「インターネット協会」は、事実上の警察の天下り団体でもあり、公平中立性が欠片もなく、恣意的な運用がされる事は明らかだ。</p> <p>即刻、ブロッキング制度の導入を見送り、計画を白紙に戻すべきである。</p>
3. ICT利	児童ポルノ法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護

活用を阻害する制度・規制等の根拠	等に関する法律)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	児童ポルノ法の第2条3項の全文、第2条2項の削除 ブロッキング導入の中止